

厚木市保育士復職等奨励助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士の有資格者で、保育士として保育施設に復職等した者に対し、経済的支援をすることにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的として、予算の範囲内において厚木市保育士復職等奨励助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和 45 年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設 市内において法人又は個人が運営する私立の認可保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する保育所をいう。）、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定による確認を受けている施設をいう。以下同じ。）及び小規模保育事業（児童福祉法に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 27 条に規定する小規模保育事業C型を除く。）をいう。）を行う施設をいう。

(2) 常用雇用 次のいずれの要件も満たす者をいう。

ア 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 5 条第 1 項の規定により明示された労働条件のうち、同項第 1 号の 3 に規定する就業の場所が保育施設であり、かつ、従事すべき業務が保育（認定こども園にあっては、保育認定を受けた子どもの保育に限る。）であること。

イ 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。次号において同じ。）であって、保育施設に勤務し、保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

(3) 常勤 常用雇用のうち、保育施設において1日6時間以上かつ月 20 日以上常態的に継続して勤務する者をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、次のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 過去に保育士として就労したことがあり、退職後1年以上経過して、保育施設に常用雇用の保育士として復職した者であること。

(2) 保育士としての就労経験がなく、保育士資格を取得後1年以上経過して、保育施設に常勤の保育士として就労した者であること。

2 この要綱に基づく助成金の交付は、1人につき1回を限度とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、10万円とする。

(申請及び交付決定)

第5条 助成金の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、厚木市保育士復職等奨励助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 就労先の保育施設の雇用証明書
- (3) 保育士証の写し
- (4) 履歴書（これまでの勤務状況が分かる書類）

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査の上、適当と認めたものについて、厚木市保育士復職等奨励助成金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者は、厚木市保育士復職等奨励助成金交付請求書兼口座振替依頼書を市長に提出し、助成金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付を受ける者の責務)

第7条 助成金の交付を受ける者は、本市の保育の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、市内に住所を有し、市内保育施設に継続して勤務するよう努めなければならない。

(届出の義務)

第8条 第5条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、就労後1年を経過する前に保育施設を退職したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、及び助成金の全部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 就労後1年を経過する前に保育施設を退職した場合。ただし、健康上の理由その他相当な理由があると市長が認めた場合を除く。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

附 則

1 この要綱は、令和3年12月23日から施行する。ただし、第5条第1項各号列記以外部分の改正規定は、同年4月1日から適用する。

- 2 令和4年1月2日から同年3月31日までの間に保育施設に就労した対象者に係る改正後の第5条第1項各号列記以外の部分の規定の適用については、同項中「就労した当該年度の3月31日（その日が日曜日又は土曜日（以下これらを「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）」とあるのは、「就労した日から3箇月以内」とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。